



市民の声を**正しく美しく**伝え実行！！

池上まさみ 通信

建議要望書の回答は

2019年1月発行 発行者 池上まさみ後援会
〒321-4323 真岡市東沼1564番地2
TEL・FAX 0285-82-6324
E-mail: yume@ikegami-masami.com

私の所属する会派「新政会」は、去る9月27日（木）に石坂市長へ建議要望を提出して、11月20日（火）に回答を頂きました。今回の主な要望内容は次のとおりです。

- | | | |
|---------------|------------|----------------------------|
| ■新斎場建設の早期決定 | ■給付型奨学金の拡大 | ■交通弱者への支援強化 |
| ■新しい「道の駅」の建設 | ■学校給食費の無料化 | ■電気自動車による環境対応 |
| ■市有地、遊休地の見える化 | ■井頭温泉の利益確保 | ■空き公共施設の有効活用 |
| ■スマートインターの設置 | ■通学路の整備 | ■市民課業務の効率化（申請書の簡素化及び案内の強化） |
| ■健康寿命の向上 | ■福祉タクシーの充実 | |

■高齢者・障がい者の働く場所の確保など合計49件を提出した結果、満足した回答は得られませんでした。しかしながら、申請書の簡素化に関しては、平成30年10月に種類の多い申請書は4種類から1種類に統合され、更に総合窓口システムの導入を平成31年に予定しており、住所・氏名が印字されるなど簡素化が見込めることが分かりました。

これからも微力ではありますが、回答の結果にとらわれることなく継続的に提案してまいります。今後も誰もが、安全・安心で住みやすい街づくりのため、何かありましたら皆様方のご意見・ご要望をお寄せください。

新政会・日本共産党合同視察報告

10月22日（月）から24日（水）にかけて、2泊3日の日程で、青森県七戸町及び福島県相馬市を視察してまいりました。七戸町では13年前から「しちのへ活性化大賞」を制定して、地域に対して継続かつ、幅広く活動している団体・個人を表彰してまいりました。町民の意識高揚とPRの為、夏祭り会場での表彰は特に、町民内外にも浸透されていました。

一方、相馬市では市長の公約から「学校給食の無料化」が始まり、地産地消も導入して産地活用率も年々増加傾向でありました。地元・地域に対しても活用率向上は大変大きな成果を上げてまいりました。今後、これらを参考にしながら市政に提案して参りたいと思います。



青森県七戸町にて

登壇させて頂きました。12/11

12月定例議会は、12月3日(月)から18日(火)に渡っておこなわれました。今議会の執行部からの議案は、真岡市休日夜間急患診療所の設置及び管理条例についての制定や市有財産であるSLの芳賀地区広域事務組合への譲渡そして、平成30年度真岡市一般会計・国民健康保険特別会計・公共下水道事業特別会計の各補正予算と指定管理者の指定に加え真岡市立学校建設基金、管理及び処分に関する条例の一部改正など19議案が可決されました。質疑・一般質問は、11日・12日に8名の議員が登壇し、私は2日目、次の4件について質問しました。(再質問は、紙面上省略させております。)



1件目 住宅用火災報知器（警報器）について

(1) 火災警報器の現状について

- ① 本市の火災警報器設置率は、全国や県と比べて市はどのように分析しているのか。
●全国の火災警報器設置率は、全国で81.6%、栃木県では74.8%で、本市では、71.2%で条例適合率は、58.7%と更に低い為、市民に対してPRしていく。
- ② 設置率調査は訪問方式で行っていますが、どんな基準で行なわれているのか。
●設置訪問方式は、消防庁の基準では無作為抽出により、96/20,000世帯以上の訪問調査で実施するようになっており、本市は、真岡・二宮で合計385世帯を対象に、世帯人の立ち合いのもと確認・実施をしている。
- ③ 火災警報器設置が義務づけられて10年が過ぎ、大半が電池交換時期となっているが、市としてどのように考えているのか。
●火災警報器の設置義務から10年が過ぎ、電池切れが想定されているために、チラシやホームページ・広報紙を含め、出前講座や防災座談会等で更に周知を図っていく。

(2) 火災警報器の今後について

- ① 設置に関して補助金を出している自治体もあるが、本市は未設置に対してどのように考えているのか
●住宅用火災警報器の設置に対しての補助金は、現在の段階では考えていない。PRを強化していく。
- ② 特に、高齢者世帯・障がい者世帯に対しての交換時の取り組みは、どのように考えているのか
●高齢者世帯、障がい者世帯については、メンテナンス等が難しい状況なことから、先進地の自治体を参考に調査・研究していく。
- ③ 本市の安全なまちづくりの一環として、火災警報器の設置に対する独自の条例化の予定・考えはないのか
●条例化については、芳賀広域事務組合火災予防条例で「住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準」が定められて運用されているため、新に条例化する考えはない。



2件目 まちのステーション整備について

(1) 複合交流拠点のアンケートの結果について

- ① 市民1,000人を対象にアンケートを実施したが、その後の進捗はどのようなになっているのか。

●市民1,000人を対象にしたアンケートでは、418人から回答をいただき現在、子育て支援、図書館、商業の各種機能やサービス内容等の意見・要望を分析中である。また、今年度末に基本構想を取りまとめていく。

- ② アンケート結果を受けて、今後具体的な計画変更等はないのか。

●現段階での計画変更等はなく、概ね計画どおりで進捗している

(2) 市図書館の移設について

- ① 現在の市図書館の老朽化の為、移転と一部の報道等があるが、現在の建物を含め跡地をどのように考えているのか。

●市図書館については、新たな複合施設に全面移設する方向で検討している。現在の図書館の在り方についても、今後検討していく（跡地については、現時点考えていない。）



3件目 子育て支援について

(1) 産後ケアについて

- ① 本市の産後ケアの対策については、どのような時期にどのような対応をしているのか。

●産後ケアの内、訪問型では出産後2カ月目に乳児家庭全戸訪問し、身体的・心理的ケアと育児指導をしている。デイサービス型としては、総合福祉保健センターにて「マタニティ・子育て相談会」や母親同士の情報交換ができる「赤ちゃん教室」を実施している

- ② 現状の産後ケアにおける問題点はないのか。

●産後ケアの問題点としては、産後うつ病の疑いが年々増加傾向であり、その対策として宿泊型が未実施である。本市として受け入れ可能な医療機関が少ない等の課題がある。



- ③ 行政と専門医療機関との連携は適切にとれているのか。

●行政と専門医療機関との連携は妊娠期から切れ目のない支援をしている。

- ④ 産後うつ病がクローズアップされている中で、先進地の取り組みを早急に導入する考えはないのか。

●産後うつ病に対しての先進地の取り組み導入については、産後うつ病の予防支援としてもとても重要であり、宿泊型の産後ケア事業については、来年度から関係医療機関と調整し、導入していく。

4 件目 市営墓地について

(1) 市営墓地の現状と応募について

- ① 今までの市営墓地の開発区画数と残りの区画数はどのくらいなのか。
 - 市営墓地の今迄の開発総区画総数は、熊倉墓地と長田霊園で2, 113区画であり、残りの区画数は、個人の都合で返還されたものを含め159区画である。
- ② 過去5年間の市営墓地の応募状況（倍率を含む）は。
 - 過去5年間の応募状況は、H26年からH29年まで111件で、返還された区画に対して2.8倍であり、本年度は、180区画数に対して130人と0.72倍である。
- ③ 現在の市営墓地の応募方法（期間・周知手段）は問題ないのか。
 - 応募方法は、期間を7日間設定し、ウイークリーニュースもおかやホームページでPRし、抽選機によるくじ引きで決定しているの、問題は無い。

(2) 市営墓地の今後について

- ① 今後の市営墓地区画数の需要と供給をどのように見込んでいるのか。
 - 今後の需要の見込みでは、遺骨があり、直ぐにお墓を必要とされる方は、年間20件と推定している。
- ② 無縁仏を含め、共同墓地の必要性と思われるが設置の考えは。
 - 今後の共同墓地の必要性については、少子高齢化や核家族化により必要と考えられる為、合葬式墓地などの設置も含め、市営墓地のあり方について調査研究していく。

議会報告会・意見交換会が開催されました。



去る10月29日(月)真岡市青年女性会館にて本市初の、議会報告会・意見交換会が開催され76名の皆様に参加を頂き、様々な意見を頂きました。

参加された皆様からは、議員を身近に感じられ、また、参加してみたいとの沢山の声をいただきました。議会活性化の為にも今後も皆様の参加をお願いいたします。

Q【質問？教えて！！】

* 陳情及び請願という言葉をよく耳にしますが違いはなんですか？

* 陳情書と請願書はどこに、どのようにして提出するのですか？

* 請願と陳情の処理方法はどのようになっていますか？

A【お答えいたします！】

●請願も陳情も市政に対しての意見・要望があるときに提出するもので、請願には市議会議員の紹介が必要であり、紹介議員の署名と押印を要します。

陳情は市議会議員の紹介は必要ありません。

●陳情書と請願書には、決まった書式はありません。しかしながら、請願（陳情）者の住所・氏名や提出年月日そして、請願（陳情）の要旨と理由を書いて議会事務局を経由し、市議会議長宛てに提出します。

●出された請願・陳情は、各担当常任委員会にて審議されて、結論がでた請願は本会議にて採決されます。